

# 雇用対策法の一部を改正する法律案要綱

## 1. 目的

国が、経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実を促進して、労働者がその有する能力を有效地に発揮することができるようにして、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とするものとすること。

## 2. 基本的理念

以下の内容を追加する。

### (1) 「雇用（働き方）の基本原則（無期、直接、フルタイム）」・「職務の価値を踏まえた公平かつ適正な待遇等の実現と多様な働き方のあり方」

雇用形態の在り方については、労働者が正規労働者として雇用されることを原則としつつ、本人の希望に応じて、労働者の職務の価値の適正な評価及び当該評価を踏まえた公平かつ適正な待遇等の実現が図られた上で、多様な形態で就業する機会が確保されること。

### (2) 「差別的取扱いの禁止」

労働者が採用、労働条件、職業訓練の受講、雇用関係の終了等について不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること。

## 3. 国の施策

以下の内容を国が必要な施策を総合的に講じなければならない事項に追加する。

### (1) 「生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就業することの促進」

各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就業することを促進するため、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、労働者の希望に応じた多様な形態で就業する機会の確保、労働者の職務の価値の適正な評価及び当該評価を踏まえた待遇の確保に関する施策を充実すること。

## (2) 「雇用（働き方）の基本原則（無期、直接、フルタイム）」

不安定な雇用状態の是正を図るため、正規労働者として雇用される環境の整備その他雇用形態及び就業形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

その他、以下の改正を行う。

- ・ 法律の題名を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。
- ・ 国の施策として、①子の養育・家族介護を行う者の職業の安定、②疾病等の治療を受ける者の職業の安定のために必要な施策の充実を追加する。
- ・ 事業者の責務として、労働条件の改善その他の労働者が生活との調和を保つつつその意欲及び能力に応じて就業することができる環境の整備を追加する。
- ・ 基本方針・関係機関への要請の規定を創設する。

## 4. 附則

### (1) 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

### (2) 不当な差別的取扱いの解消に係る検討規定

政府は、この法律の施行後3年を目途として、労働者が採用、労働条件、職業訓練の受講、雇用関係の終了等について不当な差別的取扱いを受けることがないようにするための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の所要の措置を講ずるものとする。